

大飯町複合型交流施設整備PFI事業
実施方針

平成 16 年 7 月 28 日

[平成 16 年 11 月 22 日 修正]

大飯町

大飯町複合型交流施設整備PFI事業 実施方針

大飯町は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号 改正平成 13 年法律第 151 号)」(以下「PFI 法」という。)に基づいて「大飯町複合型交流施設整備PFI事業 実施方針」(以下「実施方針」という。)を公表する。

平成 16 年 7 月 28 日

大飯町長 時岡 忍

目 次

1 . 特定事業の選定に関する事項.....	1
(1) 事業の内容.....	1
(2) 委託の範囲・条件等.....	3
(3) 特定事業の選定.....	8
2 . 民間事業者の募集および選定に関する事項.....	9
(1) 民間事業者選定の方法.....	9
(2) 選定スケジュール.....	9
(3) 募集手続等.....	9
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件.....	11
(5) 審査および選定に関する事項.....	12
(6) 提案書類の取り扱い.....	13
3 . 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
(1) リスク分担の基本的考え方.....	14
(2) 業務の要求水準.....	14
(3) 事業のモニタリング.....	14
4 . 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項.....	16
(1) 施設の概要.....	16
(2) 施設の立地条件.....	16
(3) 施設機能.....	16
(4) 土地の利用に関する事項.....	16
5 . 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	16
6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
(1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
(2) 大飯町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
7 . 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項.....	18
(1) 法制上および税制上の措置に関する事項.....	18
(2) 財政上および金融上の支援に関する事項.....	18
8 . その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
(1) 議会の議決について.....	19
(2) 本事業担当課について.....	19

別紙 1 : 要求水準書(案)

別紙 2 : リスク分担表

別紙 3 : 敷地図面

別添資料 1 : わかさ大飯マリンワールド パンフレット

別添資料 2 : わかさ大飯マリンワールド 景観形成ガイドライン

追加資料 1 不動産取得税の取り扱いについて

追加資料 2 マリンワールド整備計画の進捗状況

追加資料 3 マリンワールド第1期重点整備機能の概要

追加資料 4 大飯町の観光動向

追加資料 5 蘇洞門めぐり遊覧船について

追加資料 6 町有温浴施設の掘削実績

追加資料 7 事業者選定基準(案)

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の内容

事業名称

大飯町複合型交流施設整備PFI事業(以下「本事業」という。)

特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

大飯町長 時岡 忍

事業の位置づけ・目的

a) わかさ大飯マリンワールド計画について

わかさ大飯マリンワールド計画は、大飯町尾内の、若狭湾・大島半島の美しい眺望が得られる海に直接面する公有水面約 22ha の埋立造成を行い(現在の大飯町成海)、海洋性レクリエーション基地とする計画である。

本計画に基づき、マリンワールドでは「みんなが集い・楽しみ・安らく 海が元気をくれる まち ~海をテーマとしたまちづくり~」を基本コンセプトに、「健康・癒しのまちづくり」「エデュテイメントなまちづくり」「交流・感動のまちづくり」「環境重視のまちづくり」という4つの柱を基本として、海の恵みと魅力をテーマにまちづくりが進められている。(別添資料 1「わかさ大飯マリンワールド パンフレット」を参照)

本計画の推進により、マリンワールドおよびその周辺地域における企業進出および新規産業の定着を促進し、地域経済の活性化を図るものである。

b) 事業の位置づけ

大飯町複合型交流施設整備PFI事業は、マリンワールドにおいて「海際のにぎわい・交流空間」を演出する複合型交流施設を整備するものである。

本施設は、マリンワールドにおける第1期重点整備機能として計画されるものであり、マリンワールドオープン初期におけるにぎわい創出、対外認知度の向上を図ることによって、将来的な企業進出・新規産業の定着のための起爆剤としての役割を担うものである。

c) 事業の目的

本事業の主要な目的は以下の3点である。

[1] わかさ大飯マリンワールドにおけるにぎわいの創出

- ・ マリンワールドのまちづくりの「4つの柱」の1つには「交流・感動のまちづくり」が掲げられており、本施設はマリンワールドオープン初期におけるにぎわいを創出する役割を担っている。

[2] 新しい『若狭』ブランド創出への寄与

- ・ マリンワールドのまちづくりの「4つの柱」の1つとして「健康・癒しのまちづくり」が掲げられているように、本施設が健康・リラクゼーションをテーマとした新しい海辺の魅力を体験できる場を提供することにより、新しい『若狭』ブランドの創出し、若狭地域全体の広域観光連携に寄与することを目指す。

[3] 観光集客・地域経済の活性化への貢献

- ・ 上記の[1][2]を通じ、本施設がマリンワールドおよび若狭地域の対外認知度を高め、地域全体への観光集客と経済の活性化に貢献することが期待される。

施設機能

以下の施設機能を有する複合型交流施設の整備、維持管理・運営を行う。各機能の詳細については、別紙1「要求水準書(案)」を参照すること。

a) 健康増進機能

海洋療法(タラソテラピー)をテーマとした利用者の健康増進・リラクゼーション効果を狙った各種プログラムを提供し、海の新しい魅力を体験する施設とする。また、温浴機能を併設することにより大飯町および周辺地域への来訪観光客の利便性・集客効果を高める。

b) 研修宿泊機能

宿泊機能を提供し、大飯町および周辺地域への来訪観光客の利便性を高める。また、研修室を併設し、来訪者、周辺地域住民が交流を図る場を提供する。

c) にぎわい機能

ウォーターフロントの特性を活かし、海辺の景色を楽しみながら、飲食、ショッピング、イベント開催などを行うことが可能な空間を形成する。

d) 利便機能

健康増進機能、研修宿泊機能、にぎわい機能、ターミナル機能の利用者が共通して利用可能なレストラン機能を設ける。

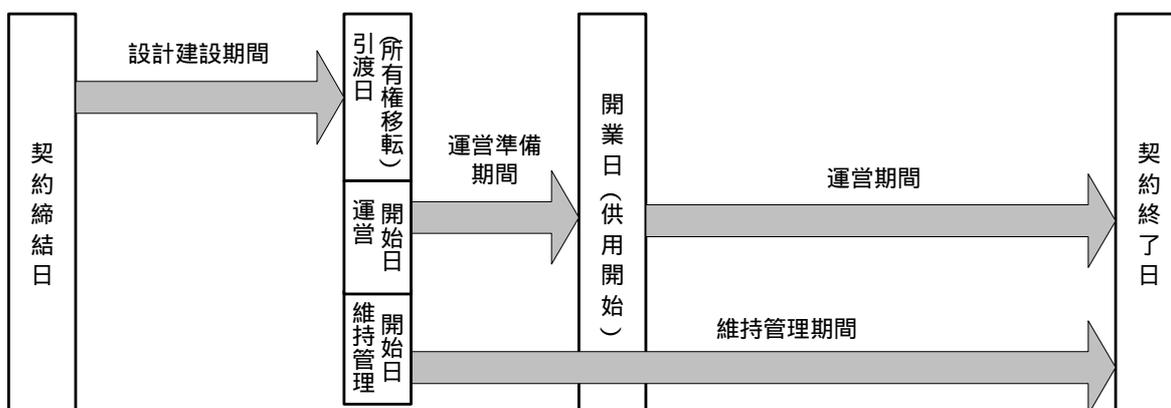
e) ターミナル機能

観光船就航時に発券業務を行えるブースおよび乗船客の待合スペース等を設ける。

事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	平成 17 年 9 月
設計建設期間	平成 17 年 9 月～平成 20 年 3 月 30 日
引渡日（所有権移転） 維持管理開始日 運営開始日	平成 20 年 4 月 1 日
運営準備期間	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日（3 ヶ月間）
維持管理期間	平成 20 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日（15 年間）
開業日（供用開始）	平成 20 年 7 月 1 日
運営期間	平成 20 年 7 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日（14 年間 9 ヶ月）
契約終了日	平成 35 年 3 月 31 日



(2) 委託の範囲・条件等

事業方式

BTO方式とする。

民間事業者は、複合型交流施設の設計を行い、施設を建設し、施設の完成後、大飯町へ施設を引渡すと同時に所有権を大飯町に移転する。所有権の移転後は、契約終了時まで維持管理および運営業務を行う。

委託の範囲

民間事業者は、本事業の目的・趣旨を十分に踏まえ、大飯町との協働により、複合型交流施設の運営、設計および建設、維持管理、大規模修繕の業務を行う。業務の範囲は以下のとおりとする。

各業務の詳細な内容については、別紙 1「要求水準書(案)」を参照すること。

a) 複合型交流施設の運営

健康増進機能の運営業務

研修宿泊機能の運営業務

にぎわい機能の運営業務

利便機能の運営業務

管理・共用部分の運営業務

備品等保守管理業務

光熱水等の供給業務

駐車場運営業務

施設の広告・宣伝、営業業務

その他関連業務

ターミナル機能は運営を委託範囲に含まない。(ただし、光熱水等の供給業務の一部については含む。詳細は別紙「要求水準書(案)」の 2. (8)の「(8) 光熱水等の供給業務」を参照。)

b) 複合型交流施設の設計および建設

事前調査業務

施設整備および外構に係る設計およびその関連業務

施設整備および外構に係る建設工事およびその関連業務

工事監理業務

電波障害対策等の近隣対策

建設工事およびその関連業務に伴う各種申請等の行政手続き

その他関連業務

ターミナル機能はスケルトン引渡しとし、内部空間の内装・設備の整備を委託範囲に含まない。

c) 複合型交流施設の維持管理

建物保守管理業務

設備保守管理業務

外部施設保守管理業務

清掃・ごみ処理業務

植栽維持管理業務

警備業務

環境衛生管理業務

その他関連業務

について、大規模修繕は含めない。

ターミナル機能は内部空間の内装・設備等の保守管理、清掃・ごみ処理業務、環境衛生管理業務を委託範囲に含まない。

d) 複合型交流施設の大規模修繕

大規模修繕に係る調査および計画立案
大規模修繕業務に係る設計、監理および建設工事
その他関連業務

民間事業者の収入および預り金

本事業を実施するにあたって民間事業者が受け取る収入等は以下のとおりである。

a) 利用者の支払う利用料金

◆ [利用料金 A] 複合型交流施設（運営補助対象部分）の運営によるもの

民間事業者は複合型交流施設（運営補助対象部分）の運営により、利用者より得られる料金を自らの収入とする。施設の利用料については、別紙 1「要求水準書（案）」にて大飯町が指定する範囲内において民間事業者が設定するものとする。

◆ [利用料金 B] 複合型交流施設（運営独立採算部分）の運営によるもの

民間事業者は複合型交流施設（運営独立採算部分）に運営により、利用者より得られる料金を自らの収入とする。施設の利用料については、民間事業者が設定するものとする。

b) 大飯町の支払うサービス対価

◆ [サービス対価 A] 複合型交流施設の設計および建設に係るサービス対価

大飯町は民間事業者に対し、施設の整備に係る費用の総額を当該のサービス対価として、平成 20 年度から平成 34 年度までの間、年 2 回計 30 回に分けて均等に支払う。

支払時期等の詳細については平成 16 年 9 月下旬に公表を予定する事業契約書（案）において示すが、特に意見を有する者は、実施方針等に関する質問・意見（第 1 回）の受付の手続きに従い、意見を提出すること。

◆ [サービス対価 B] 複合型交流施設（運営補助対象部分）の維持管理・運営に係るサービス対価

複合型交流施設（運営補助対象部分）の維持管理・運営に係る費用（運営の準備に要する費用を含む）については、運営補助対象部分の利用者より得られる料金にて全てまかなうことが望ましいが、不足が生じるために大飯町からの補助を要すると民間事業者が考える場合は、募集要項に応じて民間事業者が作成する事業提案書においてその金額（事業期間の総額）を提示することができるものとする。

民間事業者からの上記金額の提示があった場合、大飯町は民間事業者に対し、施設の維持管理・運営に係るサービス対価として、平成 20 年度から平成 34 年度までの間、年 2 回計 30 回に分けて均等に支払う。

支払時期等の詳細については平成 16 年 9 月下旬に公表を予定する事業契約書(案)において示すが、特に意見を有する者は、実施方針等に関する質問・意見(第1回)の受付の手続きに従い、意見を提出すること。

注意事項 複合型交流施設(運営独立採算部分)の維持管理・運営に係る補助は行わない

複合型交流施設(運営独立採算部分)の維持管理・運営に係る費用については、運営独立採算部分の利用者により得られる料金[利用料金B]にて全てまかなうものとし、大飯町による補助は行わない。([サービス対価B]の算定にあたり、これらの費用を含めないこと)

また、複合型交流施設(運営独立採算部分)の設計および建設に要する費用のうち、躯体を除く部分(内装、設備、備品等)についても、利用者により得られる料金[利用料金B]にて全てまかなうものとする。([サービス対価 A]の算定にあたり、これらの費用を含めないこと)

c) 大飯町からの預り金

◆ [預り金A] 複合型交流施設の大規模修繕に係る預り金

大飯町は民間事業者に対し、大規模修繕業務に係る費用の総額を預り金として、平成 20 年度から平成 26 年度までの間、年 2 回計 14 回に分けて均等に支払う。

民間事業者は、大飯町から受領する大規模修繕業務に係る預り金の収支を、その他の業務に係る収支とは分離し、別会計にて扱うこと。

民間事業者が大規模修繕業務を行う場合、民間事業者は所定の手続きを行ったうえで預り金を使用することができる。

大規模修繕業務に関する詳細については別紙 1「要求水準書(案)」を参照すること。

運営補助対象部分と運営独立採算部分の区分について

a) 運営独立採算部分の範囲

民間事業者は、複合型交流施設の一部を大飯町より借り受け、本施設の目的に合致する範囲内において自由に提案し、事業を行うことができる。

このように民間事業者が大飯町より借り受けることのできる部分を運営独立採算部分といい、その範囲を施設機能区分ごとに下表のとおり定める。

施設機能区分	運営独立採算部分の範囲
健康増進機能	独立採算ゾーン(施設目的に合致する健康増進メニュー、健康管理機能についての民間事業者提案に委ねる部分)
研修宿泊機能	ベンダーコーナー等(自動販売機などの設置)
にぎわい機能	にぎわい機能スペース全体

b) 運営補助対象部分の範囲

運営補助対象部分とは複合型交流施設(外構も含む)のうち、運営独立採算部分以外の部分をいう。

c) 運営独立採算部分に係る費用について

運営独立採算部分に係る費用は、施設の躯体部分の整備費と大規模修繕費を除き、全て民間事業者の自己負担とし、運営独立採算部分の利用者から得られる利用料金でまかなうこと。

		運営独立採算部分	運営補助対象部分
整備費	躯体部分	[サービス対価A]にてまかなう	[サービス対価A]にてまかなう
	それ以外	[利用料金B]にてまかなう	[サービス対価A]にてまかなう
維持管理費・運営費		[利用料金B]にてまかなう	[利用料金A]および [サービス対価B]にてまかなう
大規模修繕費		[預り金A]にてまかなう	[預り金A]にてまかなう

[利用料金A]、[同B]、[サービス対価A]、[同B]、[預り金A]については、上記を参照すること

d) 運営独立採算部分の使用にあたり民間事業者が大飯町に支払う費用

運営独立採算部分の使用にあたり民間事業者が大飯町に支払う費用は、運営独立採算部分の内訳ごとにより定める。

運営独立採算部分の内訳	支払条件
健康増進機能の独立採算ゾーン	支払を要しない。(大飯町は民間事業者に無償で貸し付ける)
研修宿泊機能のベンダーコーナー等	支払を要しない。(大飯町は民間事業者に無償で貸し付ける)
にぎわい機能スペース	民間事業者は、にぎわい機能の有効活用によって得た総収益(管理費、イベント開催費等の必要な経費を控除した後の経常利益)に対する歩合(3%)を大飯町に半期毎に支払う。

本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

民間事業者は本事業の実施にあたり必要となる法規制・適用基準等を遵守すること。現時点で大飯町が想定している法規制・適用基準等については別紙「要求水準書(案)」を参照すること。

(3) 特定事業の選定

基本的な考え方

大飯町は、本実施方針および本実施方針への民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法に基づく特定事業の選定についての評価を行う。

本事業をPFI手法の活用によって実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、本事業の目的に寄与する公共サービスの充実が図られ、かつ事業期間を通じた施設の収支見通しの向上および事業主体である大飯町の財政負担の縮減が期待できる場合、または施設の収支、財政負担が同一の水準にある場合においてサービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定方法

- a) 本事業をPFI手法により実施した場合と従来の手法により実施した場合との、サービスの水準に関する比較については、できるだけ定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性に留意したうえで定性的な評価を行う。
- b) 本事業をPFI手法により実施した場合と従来の手法により実施した場合との、本事業の目的に寄与する公共サービスの収支、財政負担に関する見込額(影響額)を現在価値にて比較する。比較にあたっては、民間事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行う。
- c) 公共が民間事業者に移転するリスクをできる限り合理的な方法で勘案する。
- d) 前記 a) から c) を総合的に評価したうえで、特定事業の選定を行う。

選定結果の公表

本事業を特定事業に選定した場合は、選定結果と評価内容をあわせて速やかに公表する。選定結果の公表は、公告その他の手続きをもって行うものとする。

2. 民間事業者の募集および選定に関する事項

(1) 民間事業者選定の方法

本事業における民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

審査においては応募者の資格を確認するとともに、応募者から提出される提案書類を審査し、最優秀提案を選定し、本事業の優先交渉権者を選定する。

(2) 選定スケジュール

民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、下表のとおりとする。

日程	PFI事業
平成16年7月28日	実施方針の公表
平成16年7月28日 ～平成16年8月20日	実施方針等に関する質問・意見(第1回)の受付
平成16年9月下旬	実施方針等に関する質問・意見(第1回)への回答
平成16年10月	実施方針等に関する質問・意見(第2回)の受付
平成16年11月	実施方針等に関する質問・意見(第2回)への回答
平成16年12月	特定事業の選定・公表
平成17年1月	募集要項の公表
平成17年2月	募集要項に関する説明会
	募集要項等に関する質問の受付、回答
	公募参加申請受付・資格審査
平成17年4月	提案書類受付
平成17年5月～6月	提案審査
平成17年6月	審査結果、優先交渉権者の公表
平成17年9月	事業契約締結

(3) 募集手続等

以下では、PFI事業部分に該当する募集手続きについて述べる。

実施方針の公表

本事業に対する民間事業者の参入促進に向けて、本事業の実施方針を公表する。

実施方針等に関する質問・意見(第1回)の受付

実施方針および関連資料に記載された内容に関する質問および意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

- ・提出方法 : 下記ホームページより、実施方針に関する質問書(様式1)および意見書(様式2)ファイルを入手、記入の上、E-mailにて提出する。
ホームページ : <http://www.inetpia.ne.jp/>
- ・提出先 : 大飯町役場 総合開発室
E-mail : soukai@town.ohi.fukui.jp
- ・提出期限 : 平成16年8月20日 17:00

実施方針等に関する質問・意見（第1回）への回答

実施方針および関連資料に関して提出された質問および意見（第1回）に対する回答は、平成16年9月下旬に下記のホームページにて公表する。

・ホームページ : <http://www.inetpia.ne.jp/>

実施方針等に関する質問・意見（第2回）の受付および回答

実施方針および関連資料に記載された内容に関する質問および意見（第2回）の受付および回答の実施を予定している。

特定事業の選定・公表

実施方針に対する意見等も踏まえ、本事業をPFI事業として実施すべきか否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると認める場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

募集要項の公表、説明会、質問の受付・回答

審査に必要な書類、提出方法、審査方法等を示した募集要項を提示する。募集要項の提示後、説明会を開催するとともに、要項の内容等に関する質問応答を行う期間を設ける。質問の提出方法、提出期間等は募集要項において提示する。なお、計画予定地への立ち入り視察を希望する場合は、事前に大飯町に連絡し、その指示に従うこと。

公募参加申請受付、資格審査、審査結果等の公表

応募者は、募集要項に示した手続きに従い、資格審査に必要な書類を提出する。審査の結果等は応募者に通知するとともに、公表する。

なお、資格審査に合格したグループが多数（6社程度以上）認められる場合には、この手続きに先立ち、簡易提案書類の提出を求め、簡易提案審査による応募者の絞り込みを実施する場合がある。簡易提案審査の内容およびその手続きについては募集要項において提示する。

提案書類の提出、提案審査の実施、審査結果等の公表

応募者は、募集要項に示した手続きに従い、提案審査に必要な書類を提出する。審査では提案書類から公共の財政負担の総額、技術的要件の適合性、応募者の提案内容、事業の確実性等について総合的に評価を行う。審査の結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。審査の結果等は応募者に通知するとともに、公表する。

優先交渉権者との交渉と事業契約等の締結

大飯町は選定した優先交渉権者と契約内容の確認等について優先交渉権者と協議し、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、審査順位の高い応募者から順に協議を行うこととする。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ・応募者は単独企業または複数企業等により構成されるグループとし、代表者を定める。
- ・運営・設計・建設・維持管理・大規模修繕を担当する構成員が入っていること。
- ・応募者はグループの構成員等の出資する特別目的会社(以下、「SPC」という。)を事業契約調印までに設立する。ただし、グループに参加する全企業に対し、SPC への出資を義務づけるものではない。
- ・SPCの設立場所は大飯町とする。
- ・応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ・一旦、応募を表明した応募者の構成員の変更は原則認めない。ただし、やむをえない事情がある場合には、大飯町と協議を行うものとする。

応募者の参加資格要件

- ・本事業を事業契約期間にわたり確実に遂行する能力を有すること。
- ・本事業において必要とされる各業務(運営・設計・建設・維持管理・大規模修繕)において類似の実績があること。詳細については募集要項で提示する。
- ・なお、参加資格要件について、特に意見を有する者は、実施方針等に関する質問・意見(第1回)の受付の手続きに従い、意見を提出すること。

構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

- ・地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- ・大飯町の指名停止措置を受けている者
- ・最近1年間に法人税および法人事業税を滞納している者
- ・本事業に関与する者(以下に示す)またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

【本事業に関与する者】

- a) 大飯町が本事業についてアドバイザー業務を委託する者
 - 株式会社 UFJ 総合研究所
- b) 上記 a)の者が本アドバイザー業務において提携関係にある者
 - 株式会社 地域計画建築研究所
 - なにわ橋法律事務所

上記の者の他に、公募までに本事業に関与すると認められる者があった場合は、募集要項にて提示する。

「資本面において関連がある者」とは、当該企業(本事業に関与する者)の発

行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう

「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が当該企業(本事業に關与する者)の代表権を有する役員を兼任している者をいう

参加資格要件確認基準日時

提案書類の提出期限とする。

(5) 審査および選定に関する事項

審査および選定

- ・応募者の選定にあたっては、透明性、客観性および公平性の確保に留意するものとする。
- ・大飯町は、学識経験者等により構成される審査委員会を設置し、これにより事業者選定基準の設定および応募提案の審査を行う。
- ・なお、審査委員会のメンバーについては、募集要項において事業者選定基準とともに公表するが、審査の段階および審査の内容に応じて一部変更を行うこともある。
- ・審査委員会は、価格のみならず、施設建物の意匠性、機能性、公共建築としての先導性、維持管理業務等における遂行能力や事業計画の妥当性、大飯町が要求するサービス仕様との適合性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等の各面から専門的かつ詳細に評価を行う。
- ・審査委員会は、各分野での個別評価を総合的に勘案し、応募者の提案に順位付けを行い、大飯町に提示する。
- ・大飯町は、審査委員会により提示された選定結果をもとに、PFI事業に関する優先交渉権者を決定する。
- ・審査および選定の結果については、公告その他の方法で公表する。

優先交渉権者の位置づけ

- ・大飯町は、前記 により決定された優先交渉権者と事業契約の協議を行う。
- ・優先交渉権者との協議が整った場合には、その優先交渉権者を事業予定者とし、仮契約を締結し、議会の議決を経た後、正式契約を締結する。
- ・優先交渉権者との協議が整わない場合には、審査順位の高い応募者から順に協議を行うこととする。

選定結果の公表

審査および選定の結果は、審査の内容とあわせて公告その他の方法で公表する。

(6) 提案書類の取り扱い

著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められるときは、大飯町は提案書の全部または一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募の提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理、運営方法等を使用して生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業は、最も適切かつ低廉にリスクを管理することのできる主体がリスクを分担することにより、事業の効率および効果を最大化することを目指している。民間事業者の担当する業務については、民間事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、民間事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、大飯町がその全てまたは一部を負うこととする。

大飯町と民間事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙 2「リスク分担表」に示すとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえ、平成 16 年 9 月下旬に公表を予定する事業契約書(案)において詳細に示す。

(2) 業務の要求水準

民間事業者が遵守すべき業務の要求水準を別紙 1「要求水準書(案)」において提示する。民間事業者からの質問、意見等を踏まえ、修正等を行う場合は、都度、修正したものを公表する。

(3) 事業のモニタリング

モニタリングの目的

大飯町は本事業の目的を達成するために、民間事業者が定められた業務を確実に遂行し、募集要項にて提示される要求水準書および民間事業者の提案内容に基づき契約時に定められるサービス水準を達成しているか否かを確認するために監視を行う。

モニタリングの時期

施設の供用開始後、契約終了までとする。

モニタリングの項目

平成 16 年 9 月下旬に公表を予定する。ただし、民間事業者の提案内容に応じて、契約締結後に変更することがある。

モニタリングの方法

モニタリングは、上記 に示すモニタリング項目の把握のための計測・確認等を SPC が行い、その結果を大飯町に業務報告書等において報告し、大飯町が報告内容を確認する方法をとる。

モニタリング項目の把握のための計測・確認等の方法については、契約締結後に民間事業者が自らの事業提案に応じて提案し、大飯町が承認するものとする。民間事業者はモニタリングの方法を提案するにあたり、以下の点に留意すること。

- ・ 本事業の事業目的を勘案した上で、募集要項において大飯町が提示するモニタリングの項目を確認できる手法とすること。
- ・ モニタリングは維持管理・運營業務に携わる SPC または SPC の使用する企業の職員が、本事業の業務の中で実施可能なものとする。
- ・ 計測が可能なものは定量化を行うこと。ただし、モニタリングのために過大な手間とコストを要する手法については求めない。定量化が困難な場合はそれに代替する客観的な手法を提案すること。

大飯町は事業者からの報告を確認するにあたり、事業者の立ち会いを求めることがある。モニタリングの実施および報告のために、大飯町及び民間事業者が要した費用については、各々が自己で負担する。

なお、大飯町は、別途、モニタリングが必要と考える場合においては独自の方法によりモニタリングを行う。その費用については大飯町が負担する。別途に行うモニタリングについて、大飯町は事業者の業務に支障がでないよう配慮し、事業者は業務に支障が出ない範囲で協力を行うものとする。

モニタリングの結果の活用

大飯町と民間事業者はモニタリングの結果を基に、利用者に提供するサービスの質の向上を図るべく協議を行うものとする。

また、モニタリングの結果、民間事業者の提供するサービスがあらかじめ定められた条件または要求水準を下回ることが明らかになった場合には、その内容に応じて支払の延期や支払減額、是正勧告、契約解除等の措置をとる。

4. 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

(1) 施設の概要

名称	・未定(契約締結後、民間事業者と協議の上、大飯町が決定する)
延べ床面積	・約 7,000 m ²
開業予定	・平成 20 年 4 月

(2) 施設の立地条件

建設計画地	・建設計画地は、大飯町成海地内に位置する
敷地面積	・約 15,000 m ²
地域・地区	・都市計画区域外 ・国定公園普通地域 (一定規模以上の建築物を新築または増築する場合には、県への届出が必要(福井県立自然公園条例施行規則第 22 条)) ・港湾地域
建ぺい率	・制限なし
容積率	・制限なし
敷地形状等	・別紙 3「敷地図面」を参照すること

(3) 施設機能

別紙 1「要求水準書(案)」を参照すること。

(4) 土地の利用に関する事項

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、事業期間中、建設予定地を無償で利用することができる。

5. 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について大飯町と民間事業者の間に疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行うものとする。協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法および期間等、その他具体的措置については事業契約書に規定する。

また、事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

民間事業者の提供するサービスが募集要項にて提示される要求水準書および民間事業者の提案内容に基づき契約時に定められるサービス水準を下回る場合、その他事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、大飯町は、民間事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、大飯町は、事業契約を解約することができる。

民間事業者が倒産し、または民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、大飯町は事業契約を解約することができる。

上記の規定により大飯町が事業契約を解約した場合、民間事業者は大飯町に生じる損害を賠償するものとする。賠償額の考え方の詳細については、事業契約書(案)にて提示する。

(2) 大飯町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

大飯町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解約することができるものとする。

上記の規定により民間事業者が事業契約を解約した場合、大飯町は民間事業者に生じる損害を賠償するものとする。賠償額の考え方の詳細については、事業契約書(案)にて提示する。

(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他大飯町または民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、大飯町と民間事業者は事業継続の可否について協議を行う。

7. 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

(1) 法制上および税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上および税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上および金融上の支援に関する事項

本事業に関する財政上および金融上の支援としては、以下のものを想定している。

原子力発電施設等周辺地域交付金

一般電気事業者から電気の供給を受けている企業に対する給付金による電気料金の実質的割引措置になる補助金が交付される。

現時点においては、大飯町所在の企業の電気料金基本単価は 537 円 / 契約kw・月となっている。

その他

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、大飯町はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決について

募集要項の公表までに債務負担行為に関する予算議案を大飯町議会に提出し、議決を受ける。

(2) 本事業担当課について

担当課 : 大飯町役場 総合開発室
住所 : 〒919-2111 福井県大飯郡大飯町本郷 136-1-1
電話番号 : 0770-77-1111(代表)
FAX 番号 : 0770-77-1289
E-mail : soukai@town.ohi.fukui.jp